

機関名	亀山市立医療センター
任命権者	亀山市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
亀山市立医療センターにおける障がい者雇用に関する課題	<p>亀山市立医療センターにおいては、全職員のうち、障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員である医師、看護師、准看護師の割合が高く、法定雇用率は基準を満たしていないが、法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者数が0人ということもあり、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>身体障がい者等に該当する職員が在籍する場合は個別に対応しており、大きな問題は生じていない。しかしながら、今後障がい者に限定した職員募集・採用するにあたり、想定した組織体制が整っていない。</p>

目標

①採用に関する目標	<p>計画期間内に新たな障がい者の採用を目指し、各年6月1日時点において、法定雇用率以上を目標とします。（非正規雇用を含む）</p> <p>（評価方法）職員の高齢化や不慮の事故等に伴い、中途障がい者として身体障がい者等となった在職職員をはじめ、毎年度、新規採用職員及び在籍職員への申告を呼びかける。あくまで評価結果の公表については、本人の意向に基づき、検討する。</p>
②定着に関する目標	<p>現時点ではないが、今後採用される、または中途障がい者の以後の定着状況のデータを把握予定。なお、採用された職員あるいは、中途障がい者については、不本意な離職を極力生じさせないことを目標とし、正規職員は1年未満、非常勤職員については6ヶ月未満の離職者が0であることを数的目標とします。</p>

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として地域医療部長を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設置し、職員へ通知する。なお相談事案については、産業医の意見を踏まえて、関係部署と協議の上、解決を図る。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、三重労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった中途障がい者からの相談があった場合は、産業医、三重労働局とも相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について、該当する所属長を含め、検討する。</p> <p>○新規採用職員として、募集する職種においては、病院という特性も配慮しながらも、可能な限り全ての職種において、活躍の場を提供できるよう検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への随時相談のほか、半期毎に実施している上司との評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に業務が遂行できるよう、必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>